

質問書に対する回答

東日本高速道路株式会社 北海道支社
支社長 長内 和彦

(工事名) 旭川管理事務所管内 トンネル照明設備更新工事

質問事項と回答

番号	質問事項	回 答
1	<p>特記仕様書 P29 4-8 既設トンネル照明設備の運用について 「通行の妨げとならぬよう既設トンネル照明設備の点灯及び制御は可能とし、路面輝度等の諸基準を満足するものとする。」とございますが、トンネル坑内設備更新施工期間において、既存ケーブルラック・照明器具・ケーブルと新設ケーブルラック・照明器具・ケーブル同士が干渉すると考えられます。</p> <p>その際に設備機能を確保するための既存ケーブルや既存灯具の盛替労務が発生した場合は、特記仕様書 P17 1-37-7の記載と同様設計変更の変更および追加の対象になると考えてよろしいでしょうか。</p>	<p>特記仕様書 1-37-7に記載の通り、既存ケーブルや既存灯具の盛替労務が必要と監督員が判断した場合は、設計変更の対象となります。</p>

以 上